○議長（筱岡貞郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

瘧師富士夫議員。

〔30番瘧師富士夫議員登壇〕

○30番（瘧師富士夫）今回も一般質問の最後の質問者となりました。

私からも、今夏の大雨災害で被災されました全ての皆様に対しまして、心から御見舞い申し上げますとともに、現在、再建、復旧に当たられておられる皆様方に敬意を表し、感謝申し上げたいと思っております。

来週１日ですが、氷見市へ私もボランティア活動に参ります。これからも応援していきたいということを皆様方にお誓い申し上げまして、質問に入らせていただきます。

気候変動を踏まえた水害対策として、まず、流域治水について２点質問します。

これまで経験したことのない大雨、命を守る行動を取ってくださいという報道の声は、決して過剰な表現ではありません。突然のように、私たちの暮らしが脅かされる、そのような時代に入ってきました。

近年の線状降水帯をはじめとする降雨量は、想定をはるかに凌駕しております。従来の治水計画は、過去の雨量データを基に立てられていましたが、世界の平均気温が２度上昇した場合、2040年頃には降雨量が1.3倍、洪水発生頻度が約２倍に増大すると試算されています。国土交通省は、気候変動による将来の降雨量の増大を踏まえ、流域治水プロジェクト2.0により、河川整備に加え、森林の保水力向上、農地の貯留機能の活用、雨水貯留、土地利用や避難対策など、流域全体で水害を軽減する取組を進めています。

今般の氷見市における豪雨災害においても、河川の増水や内水氾濫、土砂災害などが同時に発生しました。もはや、河川整備だけで水害から県民の命と暮らしを守ることは困難な時代になっています。本県においても、既に各水系で流域治水プロジェクトの取組が進められておりますが、今回の水害を新たな教訓として、さらに取組を加速、深化させるべきと考えます。

県、市町村、国、農業関係者、地域住民など、あらゆる関係者が一体となった流域治水を、今後どのように進めていかれるのか、新田知事の所見を伺います。

まず最優先されるべきは、今夏の大雨災害で被災された方々の一日も早い暮らしの再建、地域の復旧・復興であります。そして次に必要なことは、災害検証からの今後であります。

本県には氷見市のほかにも、射水市、高岡市、富山市などの河川下流域や海岸部の低平地で雨水が集まりやすく、自然排水しにくい地域の存在が懸念されます。

今後、線状降水帯等による短時間豪雨が常態化すれば、これらの地域でも内水氾濫が深刻化するおそれがあり、現在の排水能力や雨水貯留機能、河川、農業用排水施設等の整備状況を改めて検証する必要があります。その上で、流域治水の考え方に基づき、流域全体で被害を軽減する取組を深化させさせることが重要と考えます。

県として、低平地で内水氾濫リスクのある地域を再検証し、その結果を今後の流域治水に反映させていく考え方について、川上土木部長の所見を伺います。

次に、災害時における重要インフラ機能を維持確保するための対策についてであります。

豪雨災害においては、山間部での土砂崩れや低地での冠水により、道路が寸断され孤立集落を発生させてしまうことが、救助や復旧作業の大きな支障になっております。また、排水施設や避難所、医療機関などの重要インフラが浸水や停電に見舞われれば、被害はさらに深刻化します。

県内の急傾斜地や低平地における緊急輸送道路の機能維持、代替道路の確保策について、県としてどのように強化していかれるのか。併せて、県内の主要な排水ポンプ場や防災拠点における電力設備のかさ上げ、非常用電源の二重化など、重要ライフライン施設の機能不全を解消させる取組を強化すべきと考えますが、中林危機管理局長に所見を伺います。

次に、水害に対する総合的な危機管理体制についてであります。

全国で相次ぐ気候変動による水害の激甚化を考えれば、河川改修や堤防整備などのハード対策を着実に進めることはもちろん重要でありますが、全ての洪水を完全に防ぎ切ることには限界があります。

同時に重要なのは、施設の能力を超える、いわゆる超過洪水も起こり得るという前提に立つことであります。あふれないことだけを前提とするのではなく、あふれることもあるとの認識に立った、県民の命と暮らしを守る防災まちづくりの推進であります。

ハザード情報や避難基準の強化、公共施設やライフラインの耐水化、水害リスクを踏まえた土地利用、迅速で確実な情報伝達、関係機関が一体となって対応する総合的な危機管理体制の構築が必要であると考えます。

そこで、本県として流域治水をさらに加速化させるとともに、超過洪水をも見据えた、防災まちづくりと実効性のある総合的な危機

管理体制の構築に、今後どのように取り組んでいかれるのか、危機管理局長に所見を伺います。

次に、新たな水田政策と富山県農業についてであります。

令和９年度から運用が開始される新たな水田政策では、水田活用の直接支払交付金を見直し、生産性や収量に応じた支援を行うこととされております。米価格の下落リスクが高まる中、この制度転換は富山県農業に影響が生じるものと考えます。

本県は、全国トップクラスの水田率を背景に、兼業農家や高齢農家が耕作できなくなった農地を、集落営農組織や大規模農家が受皿となって集積してきただけに、交付金要件の見直しや支援減額が、それら組織の経営を揺るがしかねません。既存の集落営農組織が、広域で再編を進め、管理コスト削減や労働力不足に対応できるよう、専門職員の派遣や伴走型の相談支援などの強化が必要であると考えます。

新たな水田政策を踏まえ、集落営農や大規模農家の安定経営と広域再編に対して、どのような支援体制を構築するのか、津田農林水産部長に伺います。

転作条件の厳格化に伴い、主食用米の作付がこれまで以上に進んでしまえば、国内の米余りと米価格の下落に拍車がかかる懸念があります。この難局を乗り越えるためには、従来の販路や補助金に過度に依存する農業経営から脱却し、実需者との直接契約や海外市場をはじめとする新たな需要の開拓が必要であります。

また、本県がブランド米として売り出している富富富の知名度、評価をさらに高め、高い単価で安定的に販売される環境をつくることも重要だと思います。

そこで、米価下落の局面においても、ブランド米富富富をはじめとする多様なラインナップをそろえた富山米の価値を向上させ、中食、外食企業等との長期的、安定的な直接契約栽培を広げるため、県としてどのような販売戦略を持って取り組んでいかれるのか。また、急成長する海外市場への県産米の輸出拡大に向け、生産者や集荷業者をどのように支援していかれるのか、農林水産部長に伺います。

水田活用の直接支払交付金等の見直しについて、考え方を転換すれば、稲作偏重からの脱却と農業の構造改革を進める好機でもあると考えます。本県農業の持続的な発展に向け、米に高収益園芸作物を組み合わせた複合経営をこれまで以上に強化し、農家の収益性向上と経営の安定化を図るべきと考えます。

本県では、タマネギ、サトイモ、キャベツなどの重点品目を軸に、水田をフルに生かした機械化体系の構築が進められていますが、本格的な導入には、排水対策等の基盤整備や大規模化に伴う設備投資など、現場の課題も少なくありません。

また、園芸作物のまとまった出荷量や販売先の開拓、年間を通した労働力の確保など従来からの課題も残されています。地域農業の核となる集落営農組織や大規模担い手農家が、自信を持って高収益化へ挑める環境づくりが重要であります。

そこで、県として新たな水田政策を契機として、集落営農や大規模農家の高度化、複合経営化による高収益な富山型農業の推進に向けて、園芸作物の生産、出荷体制の強化や基盤整備の支援に今後どう取り組まれるのか、西副知事に伺います。

次に、外国人材の雇用制度であります技能実習制度が育成就労制

度に移行されることについて３点質問します。

令和８年１月１日現在、富山県に住む２万5,714人の外国人住民のうち、約25％の6,385人は技能実習生でありまして、その割合は全国トップクラスであります。

来年４月から外国人技能実習制度は廃止され、新たに育成就労制度へと移行されます。従来の国際貢献という建前を廃し、人手不足の分野における人材の育成と確保を正面から掲げ、原則３年間で特定技能１号レベルにステップアップを目指すものであります。

この見直しが、外国人材の労働需要の大きい本県産業にどう影響するのかであります。同一分野内での転職の解禁による、人材流出のリスクや労務負担の増加、コンプライアンス管理の厳格化など、企業側の負担や課題が増大します。監理団体の代表者の言葉を借りれば、地方と大都市圏には賃金の格差があり、同じ職種であれば給与の高い地域へ人材が流れるのは自然の成り行きである。受入れや育成にかけた投資が回収されないまま、都市部への流出を許すことになるのではないかと不安の色をにじませています。

そこでまず、今回の育成就労制度への移行が富山県内の企業や地域産業にどのような影響を与えると分析、認識されておられるのか、新田知事に見解を伺います。

転職が解禁される新制度の下では、外国人材が富山県で働き続けたいと思う、選ばれる環境づくりが重要となります。その鍵となるのが日本語能力の向上であります。自国で日本語をある程度習得した人材が地方にやって来る期待は非常に薄いわけであります。やはり語学の学びとしては、日常の業務や生活の中で自然と日本語を使う環境を整えることが効果的であります。

知人の企業では、これはレアなケースかもしれませんが、同一国籍の外国人材を集中的に雇うよりも、多国籍で受け入れたほうが職場内の共通語が日本語となり、能力向上につながることから、企業努力で５か国から受入れを行っています。

単にコスト面を支援するだけでなく、日本語が自然に身につく職場環境を構築できるよう、ソフト面でのノウハウ提供や支援が必要と考えますが、県内事業者が新制度へ円滑に移行し、持続可能な人材確保を図ることができるよう、県としてどう取り組むのか、塗師木地方創生局長に伺います。

新制度では、雇用期限の更新や特定技能１号への移行の際に、日本語能力試験Ａ２レベル以上の合格が要件化されます。現場では、日常会話や業務に支障はなくても、テスト特有の文章表現や読解に慣れておらず、不合格になるケースが多くなるのではと不安を募らせています。

人材不足に悩む中小企業や農林水産業者に、自力で試験合格のノウハウ指導まで求めるのは至難の業であります。現場で活躍する人材が日本語能力試験の壁にはね返され、更新できずに失われてしまうことは県経済にとりましても損失であります。

県として、日本語試験対策に踏み込んだ伴走支援を講じてはどうかと考えますが、地方創生局長の所見を伺います。

次に、新時代とやまハイスクール構想についてであります。

第１期再構築において、富山西、大門、伏木の３校が2030年度末で閉校とされる方針が示されました。地域と共に歴史を重ねてきた高校の閉校に対し、住民や卒業生の切ない気持ちはいかばかりかと拝察いたします。

各校には、長年育んできた独自の強みがあります。富山西高校における体育、芸術教育や地元中学校との連携基盤、大門高校の情報教育ノウハウや県立大学との高大連携、伏木高校の先駆け的な国際理解教育と地域に根差した国際交流。これらは教員の指導力や地域の教育体制も含めた貴重な教育資産であります。

単にコースや名称を移管するのみならず、新設されるグローバルハイスクールや未来探求ハイスクールをはじめとする新たな学校群へ、閉校される３校の特色をどう引き継ぎ、昇華させていかれるのか、廣島教育長の見解を伺います。

次に、まだ先のことではありますが、第２期再構築において、県西部に設置が予定されている併設型中高一貫校について伺います。

中高一貫教育は、６年間を見通した計画的、継続的な教育を行うことができるなど、大きな可能性を持つ制度であります。

一方で懸念されるのは、学力の高い生徒を早い段階から集め、進学実績だけを重視する高校となった場合であります。県西部にはそれぞれ特色のある県立高校があり、広い地域の中学校から生徒が進学しておりますが、中高一貫校の設置により既存の高校の魅力や活力が低下するようなことがあってはならないと思います。

また、県立高校である以上、一部の生徒だけのための学校ではなく、富山県全体の教育力向上につながる存在であるべきと考えます。

そこで、県はこの併設型中高一貫校をどのような目的で設置し、どのような人材を育成していこうとしているのか。また、既存の県立高校や地域の教育環境にどのような効果をもたらすと考えているのか、新田知事に伺います。

最後に、管工事人材の育成についてであります。

管工事業は、建物や地域全体に水、空気、ガス、熱を安全に巡らせる設備を維持管理する、生活に不可欠なライフラインを支える仕事であります。それゆえ、景気変動の影響を受けにくく、安定した需要がある分野でもあります。

全国的に自然災害が頻発化する中、応急対応や復旧支援の主軸となる管工事業者の役割は極めて大きく、ライフラインの維持管理を担う配管、設備エンジニアリングのニーズが高まっております。

富山県の工業系高校には、管工事の基礎を学べる既存の学科はありますが、設備工業科のような管工事専門の単独学科は設置されていません。ちなみに富山県の激甚災害指定は過去５年間で12回と、かつての安全神話は崩壊しております。

そこで、高校の再構築に当たり、工業系高校に設備工業科を意識したコースを設置し、ニーズの高い管工事人材の育成を図る必要があると考えますが、廣島教育長の所見を伺いまして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（筱岡貞郎）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）瘧師富士夫議員の御質問にお答えします。

まず、気候変動を踏まえた水害対策についてお答えします。

今回の水害では、氷見市において1,000年に一度よりもまれとされる大雨により、多くの河川の氾濫や浸水被害が発生しました。

御指摘のように、近年、気候変動の影響により水害が激甚化、頻発化する中、河川整備だけで全ての水害を防ぐことは困難となっています。このため国、県、市町村、農業関係者、地域住民など流域

のあらゆる関係者が協働し、水害リスクの軽減を図る流域治水の取組を加速していくことが重要と考えます。

今回の水害については、浸水状況を早急に調査、分析し、その結果を踏まえて、必要に応じて河川計画の見直しや流域治水プロジェクトへの反映を検討するとともに、河川改修や砂防、農業用排水路の整備などのハード対策ももちろん進めますが、田んぼダムなど雨水を貯留する取組も進めてまいります。

さらに、住民の確実な避難行動につなげるため、河川水位や監視カメラ画像などの情報提供はもとより、市町村と連携し、洪水ハザードマップの周知、マイ・タイムラインの普及、住民参加型の避難訓練などソフト対策の充実にも取り組んでまいります。

県としては、今回の水害を新たな教訓として捉えなければならないと考えており、国の第１次国土強靱化実施中期計画に基づく予算もしっかりと活用して、豪雨災害対策をはじめ、県土強靱化のための社会資本整備の推進をしてまいりたいと思います。

あわせて、国、市町村をはじめ、流域のあらゆる関係者との連携をさらに深めて、流域治水プロジェクトの取組を加速、深化させることが大切だと思います。

今回の水害を経験してやはり思うことは、雨は一つなのです。それから水も一つです。それに対応するには、我々県庁も縦割りは極力なくすようにしておりますが、まだ農地は農水、河川は土木、住宅は都市と、そんな嫌いもまだ残っています。我々県庁もしっかりと一つになって対応していく。それからもちろん、自然の調整力もいかに高めていくか、環境政策にも、県庁一丸となって取り組み、県民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、育成就労制度への移行による影響についての御質問にお答えします。

来年４月から始まる育成就労制度は、３年間の就労を通じて専門的な技能を有する人材を育成確保する制度と理解しております。日本語能力や技能の習得により、働きながらキャリアアップできる制度でもあり、本県の基幹産業である製造業や建設、介護など担い手の不足が深刻な分野において、人材の育成確保が期待できます。

一方でこの制度では、労働者としての権利保護を適切に図る観点から、一定の要件の下、本人の意向による転籍も認められていることから、御指摘のように大都市圏へ人材が流出する可能性もあります。そのため本県としては、地方に配慮した制度設計となるよう、全国知事会と連携して国に働きかけを行ってまいりました。その結果、地方からの転籍者の割合の制限や転籍元への初期費用の補塡、転籍を制限する期間などが定められました。こういった制限のルールも一定程度の効果はあるのではないかと思っております。

また、企業においては、育成就労計画を策定して認定を受けること、育成就労指導員や生活相談員が講習を受講することなど、制度の移行に伴う対応も求められております。これも大切なことだと思います。

望ましいのは、やはり富山県で就労して育成した人材が富山県企業に愛着を持って、そして富山県にも愛着を持って、住み続けていく環境づくりだと私は思います。それには、議員御指摘のように日本語の教育も大切だと私は思います。

ルールで縛ることだけではなくて、育った人材が富山県に愛着を持ち、富山県企業に愛着を持つ、そのような関係づくりを育んでい

きたいと思います。そのためにも、富山県では、富山県多文化共生の地域づくりの推進に関する条例（仮称）の策定に向けて順次進めているところでございます。今、これはパブコメ中ですのでこれ以上申し上げませんが、やはり住みやすい富山県、働きやすい富山県企業、そのような環境づくりをしていくことが、根本的な課題解決につながるのではないかと思っております。

労働局などの関係機関とも連携しながら、県内企業に育成就労制度への理解を深めていただけるように、セミナーなども通じて制度の周知を図ってまいります。また、好事例やノウハウを横展開することも必要だと思います。育成就労制度への円滑な移行に向けた支援をしっかりと行ってまいります。

中高一貫教育校についての御質問にお答えします。

中高一貫教育校については、再構築ガイドラインの案において、高校入試の影響を受けない、６年間で様々な可能性に挑戦できる併設型の学校としました。国の次期学習指導要領の検討の中で、小中高と継続的な質の高い探究的な学びが重要視されていることも踏まえて、社会課題解決につなげる探究的な学びを深めるＳＴＥＡＭ教育を継続的かつ計画的に学べる学校として、学術的な見識と豊かな感性を兼ね備えてこれからの社会を創造できる人材を育成したいと考えております。

また、学力だけではなく、探究への意欲や思考力、表現力、協働する力などを育めるよう、例えば、中高校生の混合グループによる探究活動などで、幅広い年齢集団の中で多様な価値観に触れながら、互いに教え教わり、学びの楽しさを知り、なりたい自分を描くことができる中高一貫教育校にしていこうと考えております。

富山県では初の公立中高一貫教育校となることから、こうした幅広い年齢集団での教育の実践や、大学との学術的な連携などの成果や課題を、他の高校や中学校にも共有し、様々な地域における学校連携の強化、また学びの質の向上につなげる機能も果たしていければと思います。

新時代とやまハイスクール構想では、生徒に多様な選択肢を提供できるように、それぞれに特色があり活力あふれる様々な新時代ハイスクールを、県内にバランスよく配置することにしています。

今後、ガイドラインが取りまとまり次第、現場の教員や関係機関なども交えた検討体制の下で、教育内容などの具体化の議論も加速してまいります。そして、魅力ある学校づくりを着実に推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）西副知事。

〔西　経子副知事登壇〕

○副知事（西　経子）私からは、新たな水田政策と複合経営の強化についての御質問にお答えします。

本県の農業構造は、全国一水田率が高く、集落営農組織と大規模な法人による担い手の集積率が全国トップクラスとなっております。また、労働生産性が高く、機械化体系が確立している稲作に特化し、本県の園芸産出額については残念ながら全国最下位にとどまっております。

県では、現在策定中の農業・農村振興計画において、稼げる農業の実現に向け、集落営農の組織力や大規模農家の機動力を生かした高収益な園芸導入による複合経営を進めることとしております。

具体的には、これまで稼げる園芸産地プランに基づき支援してきた生産者組織などに対する機械、施設の導入、栽培技術の実証、共同出荷体制の整備などによる園芸産地づくりをさらに推進してまいります。

また、販売先の確保に向けては、実需者などと連携し、加工用トマトやサツマイモなどの大規模生産から販売、出荷まで一貫して取り組む事例や、園芸導入を契機に、通年雇用を確保する経営体も出てきておりまして、こうした成功事例を県内に横展開してまいりたいと考えております。

さらに、生産性の向上に向けては基盤整備と園芸産地づくりの連携を強化するとともに、スマート農業機械に対応し、高収益作物の導入に適した基盤整備や水田の汎用化の取組を促進してまいります。

議員御指摘のとおり、国の新たな政策を富山県内の農業経営を転換する好機と捉えて、国の支援策も積極的に活用しながら、水田フル活用の推進や稼げる農業の実現など、持続可能な水田農業の発展に向け関係団体と一体となって取り組んでまいります。

以上です。

○議長（筱岡貞郎）川上土木部長。

〔川上孝裕土木部長登壇〕

○土木部長（川上孝裕）私からは、内水氾濫リスクへの対策についての御質問にお答えします。

先般の記録的な大雨では、河川氾濫のほか、周囲と比べ標高が低く、水はけの悪い土地など水の集まりやすい場所に、大量の雨水が短時間に流れ込み、地域の排水能力を大きく上回ったことから、甚大な被害が発生したものと認識しております。

内水氾濫リスクのある地域については、想定される最大規模の雨により浸水が想定される区域を示した、雨水出水浸水想定区域図を県内８つの市町が公表しております。県としては、区域図を未公表の自治体に対して、国の支援メニューも活用しながら作成、公表されるよう促してまいります。

また、近年の浸水実績を踏まえ、既に氷見市や高岡市では対策に向けた検討を行うとされております。県としましても、市町村や関係機関と連携し、雨水の排水施設及び貯留施設などの整備状況を確認し、再検証を行ってまいります。その上で、河川改修や雨水幹線、貯留施設の整備などのハード対策、内水ハザードマップをはじめとする浸水に係る情報提供の充実など、ソフト対策を検討してまいります。

さらに、千葉豪雨など同様の災害が全国各地で相次いで発生していることから、国では令和８年８月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会などが設置されました。

県としては、これらの検討会の動向も注視しながら、議員御指摘の流域治水の考えの下、関係者が一体となって、ハード、ソフト両面から災害リスクの低減に、より一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）中林危機管理局長。

〔中林　昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林　昇）私からは２つの質問にお答えします。

まず、災害時の重要インフラ機能の維持確保についてです。

今回の記録的な大雨では、土砂流入や道路冠水等により交通網に大きな影響が生じ、氷見市では孤立集落も発生しました。災害時に

おいて、緊急輸送道路や避難所、医療機関、排水施設などの重要インフラの機能を維持確保することは、人命救助や避難生活の支援はもとより、応急対策や復旧活動を継続する上で極めて重要です。

このため県では、国土強靱化地域計画に基づき、災害に強い道路ネットワークの整備、道路斜面崩壊防止、高規格道路等による代替性の確保、孤立集落対策などの取組を部局横断的に進めています。また、大規模地震時に緊急車両通行のため、救援ルートを確保する道路啓開計画を策定しています。県総合防災訓練の場を活用し、道路管理者や電力会社、建設業者が作業手順を確認し合い、連携強化を図るほか、倒木による孤立や電線断絶による停電を予防するため、市町村と連携し、沿道林の事前伐採を進めています。

さらに、避難所や防災拠点、医療機関などについては、非常用電源の確保や電源設備の浸水対策、通信手段の多重化など電力や通信に係る冗長性の確保を含め、事業継続の観点から、災害対応力の向上は不可欠です。

県としては、能登半島地震や今回の大雨の災害で得られた教訓を踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、被災時においても必要な機能を維持継続できるレジリエンスの高い防災・危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

次に、超過洪水を見据えた防災まちづくりと総合的な危機管理体制の構築についてです。

近年、災害の激甚化、頻発化が進み、本県も例外ではなく、先月27日からの大雨では、氷見市において午前８時半までの12時間降水量が観測史上最大の317ミリとなるなど、県西部を中心に記録的な大雨となりました。

施設の能力や計画規模を上回る降雨があり得ることを前提に、ハード対策に加え、平素からの備えや適切な避難行動の促進、迅速な初動対応などのソフト対策が改めて重要と認識しています。

県ではこれまでも、関係部局や市町村と連携し、研修の場などを通じて防災気象情報やハザードマップの読み解き方の周知、その知識を踏まえたマイ・タイムラインの作成の普及を図ってきています。地区防災計画策定については、過去の災害履歴や地形的な特徴などの災害リスクを踏まえ、地域住民の避難行動の具体化を図ることを目的とした、実践的な研修も引き続き実施します。

また、超過洪水への対応では、初動対応が極めて重要です。これまで関係部局や市町村と共に、過去の被災に基づく図上演習や災害対策本部機能強化の訓練、リエゾン派遣や住家被害認定調査研修などの被災市町村支援体制の強化、総合防災訓練などを通じた関係機関との連携強化に取り組んできました。引き続き、地域防災計画や各種マニュアルについても不断の見直しを進めてまいります。

県としては引き続き、関係機関との連携の下、最悪の事態を想定し、住民の早期避難、迅速な初動対応、被災市町村への支援、さらには行政機能の継続確保までを一体的に捉えた危機管理体制の強化に取り組み、災害レジリエンスを高めてまいります。

○議長（筱岡貞郎）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私から２つの質問にお答えします。

まず、集落営農や大規模農家への支援についての御質問にお答えいたします。

新たな水田政策では、水田活用の直接支払交付金を見直し、水田、

畑に関わらず、作物ごとの生産性向上への支援に転換する予定と承知しております。

本県では、現行支援の主な対象作物が大豆と麦であり、これを多く栽培する集落営農組織や大規模農家では、今回の見直しの影響が大きいと考えております。例えば、新たな支援では、収量増による生産性の向上が期待される一方、一定の単収が確保できなければ、交付金の減額も想定され経営が不安定となることから、資機材コストの増嵩への対応や適期作業の労働力確保等が懸念されます。

県ではこうした課題への対応として、収量確保による経営安定化を推進すること、また集落営農組織では、人材共有や若手雇用が可能となるよう、広域的な連携や合併等の再編を進めることが有効と考えております。

具体的に、まず経営安定化には、麦や大豆などの収量を確保する必要があるため、栽培技術の徹底や作付圃場の団地化の推進、ドローンなどスマート農機の導入を促進し生産性向上を図ります。

次に、集落営農等の広域再編には、組織間の合意形成が重要であることから、話合いの場の設定や先進事例の紹介、短時間就業の活用による労働力確保など、県支援事業の活用も含め提案していきます。

また、これらの取組の成果を上げるためには、農林振興センターやＪＡが連携して行う指導活動のほか、県農業経営サポートセンターの専門家、税理士や社労士、経営コンサルタントの一層の活用を図り、相談・助言体制を強化していきます。

県として、新たな水田政策の効果的な活用に向け、情報収集を行うとともに、市町村を含め関係機関と連携した体制構築に努め、地

域の実情に応じた伴走型の支援に取り組んでまいります。

次に、富山米の販売戦略についての御質問にお答えします。

人口減少や少子高齢化により、主食用米の需要減少が見込まれる中、令和９年度からは新たな水田政策がスタートします。

本県では生産される米の約７割が県外へ出荷されていることから、御指摘のとおり、本県産米の知名度や価値を高め、確固たる販路を確保することは大変重要です。県内の米の流通販売につきましては、全農一元集荷だけでなく、県内のＪＡや農業法人等による実需者への直接販売、事前契約など多様化が進んでおります。

御提案の生産者と実需者が事前に価格や数量を取り決める直接契約栽培は、販売先と価格が確保できる一方で、米価上昇時の利益を得られない、規模の小さい経営体では必ずしも有利な条件で契約できるとは限らないなどの課題もあることから、その採用につきましては、各経営体が判断するものと考えております。県としても来月開設します、とやま農業経営・参入等促進センターで、企業からの農業参入の相談に限らず、例えば、中食、外食企業などから直接契約栽培を希望する相談を受けた場合には、生産者とのマッチングも支援したいと考えております。

また、県では米の輸出拡大に向け、生産者やＪＡ等の海外プロモーション経費やバイヤーとの商談を支援してきておりますが、今回、米や米加工品分野における富山県地場産業成長プランを策定し、差別化、高付加価値化の観点からも、パック御飯や米菓などとセットとして市場開拓を行うなど、民間企業とも一体となって輸出拡大に取り組みます。

引き続き、関係団体と連携しながら、富山米の価値向上、安定的

な富山米の販路確保と拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）塗師木地方創生局長。

〔塗師木太一地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（塗師木太一）私からは２点御答弁申し上げます。

まず、育成就労制度への移行に向けた取組について御答弁申し上げます。

先ほど知事からも答弁いたしましたとおり、育成就労制度では、労働者としての権利保護の観点から一定の要件の下、転籍が認められております。

こうした中、持続的な人材確保を図るためには、受け入れた外国人材が企業や地域に定着していただけるように、安心して働き、生活できる環境づくり、日本語能力の向上に向けた環境づくりが重要であると認識しております。

そのため、県では10月29日に、育成就労制度の内容や社内でのサポート、外国人材の定着に向けたポイントなどを伝える外国人材活用・定着セミナーを開催いたします。このセミナーでは、グループ意見交換会を初めて開催しまして、企業の担当者同士が採用後長く働いてもらうための工夫や、受入れ体制、定着に向けた工夫などの取組を、それぞれ紹介し、ノウハウを共有して理解促進を図っていきます。

今ほど議員から、複数の国の方を雇われて日本語で話してもらう環境をつくるという事例を御紹介いただきました。確かにこういったものも一つのノウハウではないかとお話を伺って感じたところでございます。

企業の取組を支援する、外国人材定着総合支援事業におきまして、小規模事業者が入国前の技能実習生に行う日本語教育や、日本人と外国人の間での相互理解に向けた社内研修なども新たに支援対象とするなど、外国人材が職場などでコミュニケーションを取り、日本語を活用する機会が増えるよう取り組んでいるところでございます。

また、外国人材の定着や地域との共生に向け、外国人材定着モデル企業支援事業において、現在４社のモデル企業が行政書士による伴走支援を受けながら、日本語教育、職場環境整備、地域交流などの好事例の創出を目指して取り組んでいるところでございます。その中で社内での日本語講習の充実や地域日本語教室を活用した学習支援、社員間でのコミュニケーション向上に向けた社内研修など日本語能力の向上に向けた様々な取組が行われることとなっております。

こうした優良事例やノウハウを、セミナーやホームページなどで紹介するとともに、来年度ポータルサイトを充実させて分かりやすく発信しまして、横展開を図ることで、日本語能力の向上や職場環境整備をはじめ、県内企業での外国人材の受入れや定着の支援に取り組んでまいりたいと思います。

次に、日本語能力の向上に向けた支援について御答弁申し上げます。

育成就労制度では、就労期間の３年間を通じて、近所や仕事など簡単で日常的な範囲の情報交換ができるＡ２程度の日本語能力を習得することや、それに向けた中間的評価として就労後１年以内に、より初歩的なＡ１相当の日本語能力試験の受験が求められておりまして、受入企業等においては、講習の受講機会の提供などが必要と

なってまいります。

また、国においては、今年１月に閣議決定された外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人の円滑な社会適応などを目的としてワーキンググループを設置して、日本語や我が国の制度、ルールなどを学習するプログラムの創設に向けた検討が進められております。

こうした中、本県としましては、地域での日本語教育の在り方などについて検討するため、今年度総務省のモデル事業の採択を受けまして、外国人材受入れ企業や外国人従業員を対象に、具体的な日本語学習のニーズを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、初期日本語教室のオンライン配信などに取り組むこととしております。

今後、こうした企業等からの日本語教育に関するニーズを踏まえまして、国の対応も注視しながら、オンライン日本語教室の拡充や民間の日本語教育機関との連携など、日本語教育の充実や効果的な提供に向けた方策を検討してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）２問いただきましたうち、まずハイスクール構想の推進に伴い、閉校となる高校の特色等の継承についてお答えいたします。

地域の皆様の協力もいただきながら、生徒や教職員の創意工夫の下、築いてきた伝統や特色を、新時代ハイスクールへ引き継いでいくことが大切になります。

このため構想の第１期設置方針案では、閉校となる３校の特色ある教育実績や取組を、まずは新たに設置する未来探求ハイスクールとグローバルハイスクールにおける学びに生かし、さらに充実させていくことを明記しておりまして、今後現場の教員などを交えて議論を進めることとしております。

例えば、富山西高校での体育や芸術、家庭などの多様な専門科目の学びは、未来探求ハイスクールにおける、生徒が興味や進路希望に応じて選択できる各種専門分野の学びに、大門高校での情報コースの専門的な学びは、未来探求ハイスクールにおける、商業科と専門分野やデータサイエンスなどを組み合わせた新たな学びに、伏木高校での環日本海諸国との交流や外国語学習などは、未来探求ハイスクールにおける、専門分野の学びや海外との交流事業に加え、グローバルハイスクールでの、多文化共生などグローバルな視点での探究活動に生かしていくことが考えられるところです。

このほか、地域や企業などの協力を得ながら活動してきました特色ある部活動とその指導に当たる人材や、大学や地元企業と連携した授業などにつきましても、新時代ハイスクールに引き継ぎ、さらに発展させることが必要になります。

先月の意見交換では、閉校する案とした学校の地域、または同窓会の皆様から、これまでの伝統や特色の継承を求める御意見をいただいております。こうした伝統や特色を新時代ハイスクールへ引き継ぎ、発展させていけるよう議論を深めてまいります。

次に、工業系高校での管工事人材の育成などに関してお答えいたします。

自然災害が頻発化する中、管工事を含むライフラインの整備、維

持管理を支える人材育成を図る必要があり、県立高校の建設系学科では、例えば地域の建設業協会と連携した給水管の組立て体験などを通じて、管工事に関する知識、技術を学び、将来的な資格の取得につなげるなど、実社会で生かすことのできる学びの実践に努めております。

こうした中、工業科につきましては、近年、一般志願倍率が低下傾向にございます。こうした状況を踏まえ、その魅力向上に向け、今年度から、魚津工業高校ではプログラミングやＶＲ技術などを学ぶ学科を設置し、入学後に学科を選択できる一括募集も導入いたしました。また、来年度には砺波工業高校でも一括募集を行うとともに、建設系学科を新設し、地元企業と連携して社会基盤の維持や防災、建築物などに関する学びの充実を図ることとしております。

新時代とやまハイスクール構想では、工業科の方向性として、デジタルものづくりや防災、社会基盤といった新たなニーズに対応した学習などを通して、ものづくり県を支える人材育成を図ることとしております。

今後、工業科などで構成する実践ハイスクールの学校づくりについて、具体の教育課程の検討を進めることになります。この検討では、御提案の管工事人材を育成する設備工業科の設置を含めまして、それぞれの学校や学科、コースに何が求められるかなどについて、産業界や学校関係者などの御意見もお聞きしながら進めていくことになると考えているところです。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）以上で瘧師富士夫議員の質問は終了しました。

以上をもって本日の一般質問、質疑を終了いたします。

これをもって県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を終了いたします。

═══════

常任委員会への審査付託

○議長（筱岡貞郎）次に、ただいま議題となっております議案第91号から議案第104号まで、議案第112号、議案第113号及び報告第14号については、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

═══════

決算特別委員会の設置

○議長（筱岡貞郎）次に、日程第２、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和７年度決算に関し、35人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第105号から議案第111号までについては、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（筱岡貞郎）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第４条第１項の規定により、お配りした名簿のとおり、議長、副議長及び監査委員を除いた35人を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（筱岡貞郎）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（筱岡貞郎）なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、本会議終了後、直ちに決算特別委員会を大会議室に招集いたします。

═══════

○議長（筱岡貞郎）次に、お諮りいたします。

議案調査のため、９月18日及び25日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（筱岡貞郎）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次に、議会の日程を申し上げます。

９月24日及び28日は予算特別委員会を、29日は常任委員会及び議会運営委員会を開催いたします。

次回の本会議は９月30日に再開し、諸案件の審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時46分散会